

民法改正内容（連帯保証人関係）

1 改正の概要

民法の条項	概 要
第 465 条の 2 (個人根保証契約の極度額の設定)	個人根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を保証する個人契約）は極度額を定めなければ、その効力を生じない。
第 458 条の 2 (保証人の請求による債務の履行状況に関する情報提供義務)	保証人の請求があったときは、債権者は保証人に対して、遅滞なく、主たる債務の元本等の不履行の有無及びこれらの残額に関する情報を提供しなければならない。
第 458 条の 3 (主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務)	債権者は、債務者が期限の利益を喪失したことを知ったときから 2 ヶ月以内に、保証人に対してその旨を通知しなければならない。当該期間内に通知しなかったときは、債権者は債務者が期限の利益を喪失したときから通知するまでに生じた遅延損害金に係る保証債務の履行を請求できない。

2 新旧対照表

旧 法 (現行法)	新 法 (改正法)
<p>(貸金等根保証契約の保証人の責任等)</p> <p>第 465 条の 2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</p> <p>2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第 446 条第 2 項及び第 3 項の規定は、貸金等根保証契約における第 1 項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>	<p>(個人根保証契約の保証人の責任等)</p> <p>第 465 条の 2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって<u>保証人が法人でないもの</u>（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる<u>全てのもの及びその保証債務について</u>約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。</p> <p>2 <u>個人根保証契約</u>は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。</p> <p>3 第 446 条第 2 項及び第 3 項の規定は、<u>個人根保証契約</u>における第 1 項に規定する極度額の定めについて準用する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)</p> <p>第 458 条の 2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があったときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる<u>全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額</u>に関する情報を提供しなければならない。</p>

旧 法 (現行法)	新 法 (改正法)
(新 設)	<p>(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)</p> <p>第458条の3 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知を現にするまでに生じた遅延損害金(期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。)に係る保証債務の履行を請求することができない。</p> <p>3 前2項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。</p>

【用語の説明】

保証人	<p>ある人の身元や債務などを保証する人。</p> <p>一般の保証人は、『催告の抗弁権(債権者が保証人債務の履行を請求したとき、まず主たる債務者に催告をすべき旨を請求することができる権利)』と『検索の抗弁権(保証人が、債権者に対し、主たる債務者の財産につき執行をなすまで自己の保証債務の履行を拒むことができる権利)』を有する。</p>
連帯保証人	<p>主たる債務者と連帯して債務を負担することを約束した保証人。</p> <p>上記保証人が有する『催告の抗弁権』、『検索の抗弁権』がなく、主たる債務者とまったく同じ立場となる。</p>
極度額	<p>保証人(連帯保証人含む)が負う最大負担額。</p>
根保証契約	<p>保証契約のうち、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約。</p>